

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。 (中略)</p> <p>(9) 廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。 (10) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。 (11) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (12) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。 (13) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。 (中略)</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。 (中略)</p> <p>(8) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。 (9) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。 (10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (12) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。 (14) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。 (中略)</p> <p>(9) 廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。 (10) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。 (11) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (12) 廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。 (13) 輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。 (中略)</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。 (中略)</p> <p>(8) 燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。 (9) 廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。 (10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (12) 放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。 (14) 廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(15) 総括グループは、原子炉施設の運用管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び運転支援に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運転に関する業務(当直所管業務を除く。)及び運用管理に関する業務(施設運用第一グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(19) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20) 直営グループは、原子炉施設の施設管理(直営)に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(25) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長(原子力人財育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。)は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、施設運用部及び保全・工事部の業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(15) 総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務(施設運用第一グループ所管業務を除く。)、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20) 直営グループは、原子炉施設の施設管理(直営)に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備(廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。)に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(25) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長(原子力人財育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。)は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、施設運用部及び保全・工事部の業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考												
<p>(引継) 第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p>(削除)</p> <p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第16条 当直長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。</p> <p>2. 燃料・輸送GMは、燃料を譲り渡す場合は、表16に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表16</p> <table border="1" data-bbox="112 1119 902 1220"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、<u>維持すべき原子炉施設^{※2}</u>の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、<u>維持すべき原子炉施設^{※2}</u>の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※3}。</p> <p>(中略)</p>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者等	<p>(引継) 第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p> <p>(削除)</p> <p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第16条 当直長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。</p> <p>2. 燃料・輸送GMは、燃料を譲り渡す場合は、表16に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表16</p> <table border="1" data-bbox="1380 1119 2169 1220"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、<u>原子炉施設</u>の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、<u>原子炉施設</u>の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</p> <p>(中略)</p>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
種別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者等													
種別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考												
<p>(4) 防災安全GMは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後<u>維持すべき原子炉施設^{※2}</u>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="100 499 934 638"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、施設運用部長に報告する。施設運用部長は、所長、廃止措置主任者及び各GMに連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 <u>※2：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。</u> <u>※3</u>：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 <u>※4</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 <u>※5</u>：化学消防自動車、点検又は故障の場合には、<u>※4</u>に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合、又は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらの事象を「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 組織は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 組織は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 組織は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：「重大事故」とは、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	(中略)		<p>(4) 防災安全GMは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、<u>原子炉施設</u>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="1368 499 2202 638"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※3}</td> <td>1台^{※4}</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、施設運用部長に報告する。施設運用部長は、所長、廃止措置主任者及び各GMに連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p><u>※2</u>：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 <u>※3</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 <u>※4</u>：化学消防自動車、点検又は故障の場合には、<u>※3</u>に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条の2</p> <p>組織は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合、又は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらの事象を「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 組織は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 組織は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 組織は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：「重大事故」とは、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4}	(中略)		<p>福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}													
(中略)														
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4}													
(中略)														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考																												
<p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p>第21条 使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料プールの水位及び水温は、表21-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、表21-1の事項を毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" data-bbox="112 722 1089 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>6.5℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="112 993 1074 1285"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかにその後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1	使用済燃料プールの水温	6.5℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかにその後毎日1回	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	<p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料プールの水位及び水温)</p> <p>第21条 使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料プールの水位及び水温は、表21-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、表21-1の事項を毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 722 2359 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>6.5℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" data-bbox="1383 993 2344 1285"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかにその後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	6.5℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかにその後毎日1回	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
項目	施設運用上の基準																													
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1																													
使用済燃料プールの水温	6.5℃以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかにその後毎日1回																												
	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに																												
項目	施設運用上の基準																													
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																													
使用済燃料プールの水温	6.5℃以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかにその後毎日1回																												
	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに																												

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)</p> <p>第33条 各GMは、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{*1}(以下「降下物」という。)の影響の評価を廃棄物管理GMに依頼する。</p> <p>2. 廃棄物管理GMは、第1項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼したGMに通知する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*2}を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。 (1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。 (2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>4. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*2}以下と評価された場合は、以下に定める事項を実施する。 (1) 管理区域内の設備・機器等は、第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。 (2) 管理区域外の設備・機器等は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</p> <p>※1:「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1(平成24・03・26原院第10号)経済産業省原子力安全・保安院)に定める降下物</p> <p>※2:「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1(平成24・03・26原院第10号)経済産業省原子力安全・保安院)に定める判断基準</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)</p> <p>第33条 各GMは、<u>第32条第1項に定める対象物、管理区域外において設置された</u>原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{*1}(以下「降下物」という。)の影響の評価を廃棄物管理GMに依頼する。</p> <p>2. 廃棄物管理GMは、第1項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼したGMに通知する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*2}を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。 (1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。 (2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>4. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*2}以下と評価された場合は、以下に定める事項を実施する。 (1) 管理区域内の設備・機器等は、第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。 (2) 管理区域外の設備・機器等は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</p> <p>※1:「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1(平成24・03・26原院第10号)経済産業省原子力安全・保安院)に定める降下物</p> <p>※2:「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」(NISA-197c-12-1(平成24・03・26原院第10号)経済産業省原子力安全・保安院)に定める判断基準</p>	<p>福島第二原子力発電所1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考																																										
<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第34条 廃棄物管理GMは、表34-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。 また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表34-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表34-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="100 667 1190 894"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>測 定 項 目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定 装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定 装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-2</p> <table border="1" data-bbox="100 957 857 1062"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.4×10^9 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-3</p> <table border="1" data-bbox="100 1125 857 1199"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.4×10^{11} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定 装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定 装置	1ヶ月に1回	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^9 Bq/年	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	1.4×10^{11} Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第34条 廃棄物管理GMは、表34-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。 また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表34-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表34-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="1368 667 2457 894"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>測 定 項 目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定 装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定 装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-2</p> <table border="1" data-bbox="1368 957 2125 1062"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.2×10^9 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-3</p> <table border="1" data-bbox="1368 1125 2125 1199"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.4×10^{11} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定 装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク 	トリチウム濃度	試料放射能測定 装置	1ヶ月に1回	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.2×10^9 Bq/年	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	1.4×10^{11} Bq/年	<p>福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更</p>
分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																								
放射性液体 廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定 装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク 																																								
	トリチウム濃度	試料放射能測定 装置	1ヶ月に1回																																									
項 目	放出管理目標値																																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^9 Bq/年																																											
項 目	放出管理の基準値																																											
トリチウム	1.4×10^{11} Bq/年																																											
分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																								
放射性液体 廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定 装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽 ・収集槽 ・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク 																																								
	トリチウム濃度	試料放射能測定 装置	1ヶ月に1回																																									
項 目	放出管理目標値																																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.2×10^9 Bq/年																																											
項 目	放出管理の基準値																																											
トリチウム	1.4×10^{11} Bq/年																																											